平成２２年（再イ）第６８号
青森県上北郡東北町字外蛯沢前平38番地41
再生債務者　飯田　勝子
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月20日まで
平成23年３月23日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第５６号
広島市安佐北区落合南４丁目38番21号
再生債務者　佐藤　文彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年１月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月20日まで
平成23年３月23日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４号
高知県高岡郡中土佐町久礼2009番地７
再生債務者　西川　秀幸
1　決議に付する再生計画案　平成23年１月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月20日まで
平成23年３月23日
高知地方裁判所須崎支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１００１６号
長崎県長崎市晴海台町25番地13
再生債務者　篠﨑　滋子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島1528番地９
再生債務者　春木　秀信
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月12日まで
平成23年３月22日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再ロ）第９号
金沢市東山３丁目28番７号
再生債務者　能登　　司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月18日まで
平成23年３月23日　　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１１号
青森市桜川８丁目17番15号
再生債務者　米内山久仁彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月20日まで
平成23年３月23日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１４号
盛岡市玉山区下田字生出63番地143
再生債務者　伊藤　一葉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月20日まで
平成23年３月23日
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１７号
埼玉県川口市大字戸塚4065番地
再生債務者　鈴木　康浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１９号
堺市西区鳳中町４丁127番地２　鳳ＳＷＩＮＧ203号
再生債務者　市岡千賀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１００００２号
長崎県佐世保市横尾町2237番地　宮崎アパートＡ―101
再生債務者　白川こずえ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２２年（再ロ）第３号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目284番地の14
再生債務者　落合　光晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再ロ）第１５号
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前２丁目１番地11
再生債務者　山本　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月23日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再ロ）第１９号
北九州市小倉南区高野５丁目11番20号
再生債務者　畑中　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第３号
愛知県一宮市多加木１丁目32番15号
再生債務者　小野　公俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（再ロ）第４号
香川県丸亀市前塩屋町２丁目１番40―203号　オレンジハイツ丸亀
再生債務者　原田　文夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月23日　高松地方裁判所丸亀支部

解散の登記をした会社

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一九〇頁（号外第一六〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一八〇頁（号外第一六〇号）
平成二十三年三月三十一日
東京都港区東新橋一丁目五番二号
（甲）株式会社レオックジャパン
代表取締役　小野寺裕司
名古屋市熱田区金山町一丁目一四番七号
（乙）株式会社レオックス東海
代表取締役　義浦　　厚